

民生委員・児童委員 活動の目安と考え方に関するQ&A



このQ&Aは一般的な目安や考え方を示してあります。実際の事例は様々ですので、不安や疑問に感じることがあれば民生委員児童委員協議会や担当課等に相談してください。

掲載項目

①ひとり暮らしの人の緊急入院や死亡の際の対応

- Q1-1 身寄りのない単身者が亡くなったら？(1)
- Q1-2 身寄りのない単身者が亡くなったら？(2)
- Q1-3 家の中で倒れている人を発見したら？
- Q1-4 家の中で人が倒れているかもしれないと気付くきっかけは？
- Q1-5 家の中で人が倒れているかもしれないと思った時の対応は？
- Q1-6 救急車への同乗は？
- Q1-7 入院時の保証書や手術の同意書の署名を求められたら？
- Q1-8 急な入院時に生活用品の準備を頼まれたらどうすればよい？

②高齢者の支援に関すること

- Q2-1 見守りや訪問の対象は？
- Q2-2 行政から高齢者の安否確認をお願いされたが？
- Q2-3 世話になりたくないという人への対応はどうすればよい？
- Q2-4 遺産相続の相談を受けた。このときの対応は？
- Q2-5 訪問先の高齢者が虐待を受けているかもしれない。連絡先は？
- Q2-6 金銭管理に不安がある場合は？
(浪費や消費者被害が疑われるなど)
- Q2-7 認知症が進行し、支援が必要と感じたら？
- Q2-8 ごみ出し、掃除、洗濯、買い物、病院の付き添い送迎等を依頼されたら？
- Q2-9 認知症の方が行方不明になった場合の連絡先は？

掲載項目

③障がい者の支援に関すること

- Q3-1 支援が必要な人の把握ができない。
どうすればよい？
- Q3-2 障がい者が困っている。相談先は？
- Q3-3 精神障がい(精神疾患)がある人の
支援は？
- Q3-4 金銭管理に不安がある場合は？
(浪費や消費者被害が疑われるなど)
- Q3-5 虐待を受けているかもしれない。連絡先は？

④生活困窮者の支援に関すること

- Q4-1 「生活が苦しい」との相談を受けたら？
- Q4-2 「生活保護を受けたい」と相談にどう対応
したらよい？
- Q4-3 生活困窮者支援や生活保護に関して何を
しなければならないか。役割は何か？
- Q4-4 「お金を貸してほしい」と言われたら？

⑤子育て世帯の支援に関すること

- Q5-1 虐待を受けているかもしれない。連絡先は
- Q5-2 支援が必要と思う家庭があるが、世話に
なりたくないと言われ、どうすればよい？
- Q5-3 学校や市に協力して地域で子どもの
見守りをしたいが、どう関わればよい？
- Q5-4 一時的な用事で子どもを預かってほしいと
言われたら？

掲載項目

⑥その他

- Q6-1 突然、困りごとの相談をしたいと電話を受けた場合、夜間や休日に急に相談に来られた場合の対応は？
- Q6-2 支援している人から「家族には内緒にしてほしい」と打ち明けられた話があった場合、どうしたらよいか？
- Q6-3 支援が必要と思われる外国人がいるが、言葉が通じず、どうしたらよいか？
- Q6-4 市への申請に必要なだと証明を求められたが、どうすればよいか？
- Q6-5 地域で支援対象者の情報を共有したいが、方法は？（個人情報取り扱い）
- Q6-6 金銭の取扱いを伴う支援を依頼されたら？（買い物、銀行ATMのお金の出し入れ等）
- Q6-7 「借入金の保証人になってほしい」と言われたら？

- Q6-8 「マイナンバーカードを作りたい」と相談されたら？
- Q6-9 活動中の事故などで怪我を負ったら？
- Q6-10 契約に関するトラブルで困っている人がいるが、相談先は？
- Q6-11 災害時に備えて日頃から取り組むことは？
- Q6-12 災害に備えるために特に重要なことは？
- Q6-13 担当地区内で火災が起きた時の対応は？
- Q6-14 警察から身元引受を求められた時の対応は？

1

ひとり暮らしの人の緊急入院や 死亡の際の対応



Q1-1

身寄りのない単身者が亡くなったら？(1)

(身寄りがわからない、連絡がつかない、対応を拒否する場合等)

- ・ 自宅で亡くなられた場合は、警察 110 番に連絡してください。警察は死亡原因や事件性などを調べた後に、遺体の引き取りをされる方がいないようであれば、警察から市に連絡があります。
- ・ 警察から通報者に対して事情聴取がある場合は御協力をお願いします。
- ・ 民生委員・児童委員（以下、「民生児童委員」という。）が遺体の引き取りをする必要はありません。

福祉課 248-9003

Q1-2

身寄りのない単身者が亡くなったら？(2) (生活保護受給者の場合)

- ・ 自宅で亡くなられた場合、警察署 110 番とあわせて市の福祉課に連絡してください。
- ・ 亡くなられた方の葬儀を行う親族等がない場合は、市が本人の遺留金品により葬儀の手配等を行います。
- ・ 福祉課から民生児童委員に協力を求められる場合もあります。

福祉課 248-9003

Q1-3

家の中で倒れている人を発見したら？

意思の疎通ができる場合がありますので、家の外からで良いので、倒れている人に呼びかけてください。

次に、消防署(救急車)119番と警察署110番へ連絡してください。あわせて親族、大家さん等に連絡して、可能であれば鍵の準備をお願いしてください。

その後、駆け付けた消防隊員や救急隊員、警察官の指示に従ってください。

Q1-4

家の中で人が倒れているかもしれないと気付くきっかけは？

【もしかして、と思うきっかけの例】

- ・ いつも参加する地域行事に来ない
- ・ 急に姿を見かけなくなった
- ・ 洗濯物が干しっぱなし
- ・ 夜、明かりが灯らない
- ・ 一晩中、明かりが灯っている
- ・ 昼間、カーテンも窓も開かない
- ・ ポストに郵便物や新聞・チラシがたまっている（2～3日を目安としてください）

「もしかして」と思ったら、Q1-5を参考に情報収集してください。

Q1-5

家の中で人が倒れているかもしれないと思った時の対応は？

【もしかして、と思ったときの対応の例】

- ・ 訪問して応答がない場合は、把握している親族等に連絡し相談しましょう。
- ・ 本人が利用している福祉サービスの利用者情報等から状況が把握できる場合がありますので、市に問い合わせてください。
- ・ 普段親しくしている人や近所の人に聞いてみましょう。不在の理由を知っているかもしれません。
- ・ 安否が確認できない場合は、警察署や交番・駐在所に相談しましょう。救急車が必要と判断された場合は消防署にも連絡しましょう。

※一人暮らしの高齢者等が旅行などで家を不在にする場合は、近所の人や民生児童委員など身近な人に伝えておくよう日頃の活動の中で周知しましょう。

福祉課 248-9003／高齢者福祉課 248-9020

Q1-6

救急車への同乗は？

- ・ 救急隊が民生児童委員に強制するものではありません。同乗については、そのときの状況や日頃の付き合い等を考慮したうえで、民生児童委員が判断して差し支えありません。
- ・ 同乗者がいなくても救急隊は病院に搬送します。
- ・ 同乗しなかった場合は、病院への搬送後、救急隊から病院名等を知らされる場合がありますので、必要に応じて親族等へ連絡してください。

Q1-7

入院時の保証書や手術の同意書の署名を求められたら？

民生児童委員として署名する必要はありません。

- ・ 日頃から一人暮らし高齢者の親族等の連絡先をなるべく把握し、緊急時に病院等から問い合わせがあった場合は、民生児童委員から親族等に連絡し、病院等と連絡をとるよう伝えてください。
- ・ 緊急の場合は、病院等に連絡先を知らせることも必要となりますので、予め交流のある親族に「病院等に知らせてよい」という同意を、文書もしくは口頭でもらっておくことが望ましいです。

福祉課 248-9003／高齢者福祉課 248-9020

Q1-8

急な入院時に生活用品の準備を頼まれたらどうすればよい？

- ・ 基本的には親族等が行うべきことですので、依頼者（本人や病院職員）に、親族等に連絡するようにお願いしてください。
- ・ 緊急連絡先の親族等に連絡がとれず対応できない場合は市に連絡し助言を仰ぎましょう。
- ・ 止むを得ず、本人から鍵を預かり家に入る場合は、万一のトラブルを避けるため、一人では行わず、区長や他の民生児童委員等と2人以上で行動してください。

福祉課 248-9003／高齢者福祉課 248-9020

2

高齢者の支援に関すること



Q2-1

見守りや訪問の対象は？

- ・暮らしのあんしん板の配付世帯等が主な対象です。
- ・しかし、支援が必要と思われる場合や地域住民から相談を受けた場合は、台帳の記載の有無に関わらず本人の状況や意向を確認し、市に相談するほか、必要に応じて福祉サービスの紹介や見守り支援等をお願いします。
- ・担当地区内の支援対象者を民生児童委員だけで見守ることは難しい場合があります。区や近所の住民の協力を得て、地域全体で支援対象者を見守ることができるよう関係者と相談しましょう。

高齢者福祉課 248-9020／須坂市社会福祉協議会 245-1619

Q2-2

行政から高齢者の安否確認をお願いされたが？

- ・市では「見守り支援事業協力隊」として、民間事業者と協定を結び、日常業務において高齢者宅等を訪問した際に異変を察知した場合は、状況により市等に通報していただき、孤立死等を未然に防止する取組を行っています。
- ・協定を締結している事業者は、新聞販売店、牛乳等宅配、電気・ガス等のライフライン、食材配送、タクシー、郵便等の事業者です。事業者から通報を受けた市から、民生児童委員に安否確認（外から宅内への呼びかけ、電気点灯有無の確認等）を依頼する場合がありますので、御協力をお願いします。

高齢者福祉課 248-9020

Q2-3

世話になりたくないという人への対応は どうすればよい？

- ・住民の中には「人の世話になりたくない」「干渉してほしくない」という方もいます。しかし、特に一人暮らし高齢者などは、緊急時に対応できるよう、日頃から状況を把握しておくことが有効な場合があります。無理に進めようとせず、時間をかけて声掛けしていきましょう。
- ・支援や見守り活動を拒否される理由も受け入れ、必要に応じて市や地域包括支援センターに相談してください。

高齢者福祉課 248-9020

地域包括支援センター 245-4566

地域包括支援センター 須坂やすらぎの園 214-2611

Q2-4

遺産相続の相談を受けた。 このときの対応は？

- ・遺産相続や遺言書の作成などの相談を受けた場合は、法テラスや弁護士事務所、司法書士・行政書士事務所などの専門機関に相談するよう案内してください。
- ★法テラス長野地方事務所（低所得者向け無料法律相談、予約制）
電話 0570-078327 開設時間 平日9:00～17:00
- ・定期的に弁護士や司法書士等による無料の相談会を実施していますのでお問い合わせください。

高齢者福祉課 248-9020／地域包括支援センター 245-4566

地域包括支援センター 須坂やすらぎの園 214-2611／まいさぽ須坂 248-9977

Q2-5

訪問先の高齢者が虐待を受けているかもしれない。連絡先は？

- ・市又は地域包括支援センターに通報又は相談してください。
虐待と思われる場合、発見者は市に通報する義務が高齢者虐待防止法に定められています。通報者の個人情報法律により厳守されます。

高齢者福祉課 248-9020

地域包括支援センター 245-4566

地域包括支援センター 須坂やすらぎの園 214-2611

Q2-6

金銭管理に不安がある場合は？ (浪費や消費者被害が疑われるなど)

- ・ 社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」（有料・登録制）を利用できる場合がありますので、社会福祉協議会に相談してください。この事業は、高齢や障がい等のため日常生活上の判断に不安がある方を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理などをお手伝いするものです。
- ・ このほか、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の契約や財産管理等の法律行為を本人に代わって行う成年後見制度があります。市又は成年後見支援センターに相談してください。

福祉課248-9003／高齢者福祉課 248-9020

須坂市社会福祉協議会245-1619／須高地域成年後見支援センター 214-1027

Q2-7

認知症が進行し、支援が必要と感じたら？

- ・市又は地域包括支援センターにご相談ください。
- ・地域包括支援センターの職員が訪問して実態把握を行うとともに、本人や親族、利用している介護保険事業所、民生児童委員等からの情報をもとに、今後の対応について検討することになります。

高齢者福祉課 248-9020

地域包括支援センター 245-4566

地域包括支援センター 須坂やすらぎの園 214-2611

Q2-8

ごみ出し、掃除、洗濯、買い物、病院の付き添い送迎等を依頼されたら？

日常生活上のお手伝いは、民生児童委員の役割ではありません。

- ・ ごみ出し、掃除、洗濯、買い物などの生活援助サービスやホームヘルパーの利用等が必要と思われる場合は、地域包括支援センター又は市に相談しましょう。
- ・ 病院への付き添いは、介護保険事業所のほか、地域のボランティア等による支援も考えられますので、社会福祉協議会に相談してみましょう。
- ・ 今後は高齢化や一人暮らし世帯の増加に伴い、こうした依頼が増えると考えられます。区や近隣住民の中で助け合う体制を作ることも一つの方法です。取組事例等について、社会福祉協議会へお問い合わせください。

高齢者福祉課 248-9020／地域包括支援センター 245-4566

地域包括支援センター 須坂やすらぎの園 214-2611

須坂市社会福祉協議会 245-1619

Q2-9

認知症の方が行方不明になった場合の 連絡先は？

- ・ 認知症の人が行方不明になった場合は、時間が経過する程に発見が難しくなってしまいます。行方不明に気づいた時には、すぐに警察署110番へ連絡してください。
- ・ 市では認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者について家族が事前に登録して、その情報を警察署を含めた関係機関で共有し、早期発見・保護につなげる取組を行っています。

高齢者福祉課 248-9020

高齢者福祉関係機関

須坂市役所（代表）	026-245-1400
須坂市高齢者福祉課	026-248-9020
須坂市地域包括支援センター	026-245-4566
須坂市地域包括支援センター 須坂やすらぎの園	026-214-2611
須坂市社会福祉協議会	026-245-1619
須高地域成年後見支援センター	026-214-1027



3

障がい者の支援に関すること



Q3-1

支援が必要な人の把握ができない。 どうすればよい？

- ・ 障がい者に対する具体的な支援には、障がいの種類や程度を踏まえた専門性を必要としますので、御本人や家族の同意の上で、どのような情報を提供するかについては内容に差異があります。民生児童委員に協力を依頼することがあれば、市から連絡があります。
- ・ 地域で気になる家庭などあれば、市へ情報提供していただくようお願いします。

福祉課 248-9003

Q3-2

障がい者が困っている。相談先は？

- ・ 県内の各圏域に、障がいのある人の総合相談窓口として「障がい者相談支援センター」が設置されており、専門の相談員が様々な相談に応じています。障がいのある人やその家族以外の方からの相談も受け付けておりますので、気軽に相談してください。
- ・ センターでは、電話、面接、訪問等により、生活全般に関する相談支援、保健福祉サービスの利用援助・調整、就業に関する相談支援、障がい児等の療育支援等を行っています。

福祉課 248-9003／須高地域総合支援センター 248-3750

Q3-3

精神障がい（精神疾患）がある人の支援は？

- ・ 精神疾患がある人で、不安定な精神状態、拒薬や治療中断、未治療の場合などに、周囲との関係にトラブルが生じる事例があります。
- ・ 民生児童委員にトラブル等の情報が寄せられた場合は、市または保健所に相談してください。
- ・ 普段の配慮としては、過剰な励ましはかえって本人のストレスとなります。本人の悩みをよく聞き、ストレスを軽減することが大切です。地区担当の保健師にも相談してください。
- ・ 障がいに対する偏見が本人や家族の生きづらさにつながりますので、障がいに対する正しい理解と周囲の配慮が重要です。

福祉課 248-9003／保健センター 248-9023／長野保健福祉事務所 225-9045

Q3-4

金銭管理に不安がある場合は？ (浪費や消費者被害が疑われるなど)

- ・ 社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」(有料・登録制)を利用できる場合がありますので、ご相談ください。この事業は、高齢や障がい等のため日常生活上の判断に不安がある方を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理などをお手伝いするものです。
- ・ このほか、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の契約や財産管理等の法律行為を本人に代わって行う成年後見制度があります。須高地域成年後見支援センター又は市に相談してください。

福祉課 248-9003／須坂市社会福祉協議会 245-1619

須高地域成年後見支援センター 214-1027

Q3-5

虐待を受けているかもしれない。 連絡先は？

- ・ 障がい者虐待ではと思ったら、市の障がい者虐待防止センターに連絡・通報してください。
- ・ 同センターは、障害者虐待防止法に基づき設置されており、障がい者虐待に関する通報や相談を受けて、関係機関と連携して、障がい者の安全確保、再発防止、必要な支援方法の検討を行います。
- ・ 障がい者虐待防止法では、虐待と思われる場合に通報する義務が定められており、通報者の個人情報厳守されます。

福祉課 ／ 障がい者虐待防止センター 248-9003

障がい者福祉関係機関

須坂市役所（代表） 026-245-1400

須坂市福祉課／障がい者虐待防止センター
026-248-9003

須高地域総合相談支援センター 026-248-3750

須坂市社会福祉協議会 026-245-1619

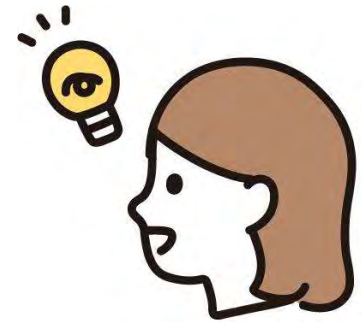
長野保健福祉事務所 026-225-9045

須高地域成年後見支援センター 026-214-1027



4

生活困窮者の支援に関すること



Q4-1

「生活が苦しい」との相談を受けたら？

- ・ 「生活就労支援センター“まいさぽ”」を案内してください。
“まいさぽ”は、生活困窮者自立支援法に基づき、市及び県（町村の区域を所管）が設置し、収入がなく生活が苦しい、仕事が見つからないなど生活や就労に関する相談窓口です。
- ・ 専門の相談支援員や就労支援員が相談者の状況に応じた支援プランを立てながら関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。
- ・ 食料支援団体と連携して無償で食料支援の相談にも対応します。

福祉課 248-9003／まいさぽ須坂 248-9977

Q4-2

「生活保護を受けたい」と相談にどう対応したらよいか？

- ・ 病気や失業などで生活が苦しく「生活保護を受けたい」との相談を受けた場合は、市に相談するよう伝えてください。
- ・ 生活保護は、生活に困窮する方に対する最後のセーフティーネットとして、国が最低限度の生活を保障する制度です。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は誰にでもあるものですので、ためらわずに相談するよう話してください。

Q4-3

生活困窮者支援や生活保護に関して何をしなければならないか。役割は何か？

- ・ 地域で生活に困っている人を発見した場合は、御本人の状況をお聞きし、速やかに市の相談窓口につなぐことが重要です。
- ・ “まいさぼ” や市から、対象世帯の生活状況等を調査するため、民生児童委員に情報提供等を求めることがありますので、可能な範囲で御協力をお願いします。
- ・ 生活保護受給者への見守りにも御協力をお願いします。

福祉課 248-9003

まいさぼ須坂 248-9977

Q4-4

お金を貸してほしい」と言われたら？

民生児童委員として金品を貸す必要はありません。

最初にはっきりと断りましょう。

- ・ 収入がなく生活が苦しいなどの相談を受けた場合は、“まいさぽ”に相談するよう案内してください。
- ・ 社会福祉協議会が実施する、低所得者等に対する「生活福祉資金」の貸付制度もあります。
- ・ 生活保護受給者の場合、担当ケースワーカーに相談するようお願いください。

須坂市社会福祉協議会 245-1619／まいさぽ須坂 248-9977
福祉課 248-9003

生活困窮者支援関係機関

須坂市役所（代表）

026-245-1400

須坂市福祉課

026-248-9003

まいさぽ須坂

026-248-9977

須坂市社会福祉協議会

026-245-1619



5

子育て世帯の支援に関すること



Q5-1

虐待を受けているかもしれない。連絡先は？

- ・市または児童相談所に連絡してください。

子ども課 248-9026 / 中央児童相談所 238-8010

- ・夜間・休日等については

★長野県 児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413

24時間体制により専任の相談員が相談を受け付けています。（通告者の個人情報厳守されます）

Q5-2

支援が必要と思う家庭があるが、世話になりたくないと言われ、どうすればよいか？

- ・「人の世話になりたくない」「干渉してほしくない」という世帯もあります。しかし、孤立に陥らないようにする、緊急時に対応できるようにするため、日頃から状況を把握していくことが有効な場合があります。
- ・機会があれば、無理強いにならないように、地域活動等に誘うなど、時間をかけて声掛けしていきましょう。
- ・支援や見守り活動を拒否される理由も受け入れ、子どもの生活・生命が脅かされる事態が想定されるような場合は市へ相談・連絡をお願いします。

Q5-3

学校や市に協力して地域で子どもの見守りをしたいが、どう関わればよいか？

- ・市の要保護児童対策地域協議会が中核となり、地域の関係団体が連携して、支援対象児童を見守り、支援する取組が行われております。
- ・コロナ禍で外出や友達どうしで遊ぶ機会、見守りの機会も減少しているなかで、地域ネットワークの力が重要とされています。
- ・気になる家庭があれば、市にご連絡ください。

子ども課 248-9026

Q5-4

一時的な用事で子どもを預かってほしいと言われたら？

- ・「ファミリー・サポート・センター」を実施しています。育児の援助を依頼したい人と育児を援助したい人が会員登録し、一時的な子どもの世話を有料で援助を行う相互援助組織です。
- ・保育園や小学校等の開始時間前や終了時間後にお子さんを預けたり、送迎を行うほか、冠婚葬祭、通院や外出などの際にも預けることができます。

須坂市ファミリーサポートセンター 245-6588 ／子ども課 248-9026

子ども子育て支援関係機関

須坂市役所（代表）	026-245-1400
須坂市教育委員会子ども課	026-248-9026
中央児童相談所	026-238-8010
須坂市子育て支援センター	026-245-6588
須坂市ファミリーサポートセンター	026-245-6588



6

その他



Q6-1

突然、困りごとの相談をしたいと電話を受けた場合、夜間や休日に急に相談に来られた場合の対応は？

- ・ 深夜や早朝の電話などで、普段の見守りの状況を踏まえ緊急性がないと判断される場合は、後でかけ直すよう伝えましょう。
- ・ 緊急性の高いと思われる相談の場合は、内容を整理し、市に相談するなどの対応が考えられます。
- ・ 民生児童委員は、地域住民の立場に立って相談に応じていただいておりますが、御自身の生活もあるので、緊急性等を判断して、都合が悪いときは、日時を改めて相談に応じることも大切です。

福祉課 248-9003／高齢者福祉課 248-9020

Q6-2

支援している人から「家族には内緒にしてほしい」と打ち明けられた話があり、どうしたらよいか？

- ・ 相談者からの相談内容は、活動を通じて得た情報であり、守秘義務がありますので、家族の方にも伝えることはできません。
- ・ しかしながら、相談内容や日頃の相談者とその家族との様子を総合的に判断して、相談者の利益につながると判断できる場合は、本人の同意を得たうえで、関係機関につなぐことも一つの方法です。

福祉課 248-9003／高齢者福祉課 248-9020

Q6-3

支援が必要と思われる外国人がいるが、言葉が通じず、どうしたらよいか？

- ・ 同じ出身国の外国人同士がコミュニティを形成して、日本語を話せる外国人がいる場合があります、その方を通じて困っている状況を伺うことが考えられます。
- ・ 長野県多文化共生相談センターが外国人県民の相談等に無料で対応しています。

Tel 026-219-3068 / 080-4454-1899

第1・第3水曜日を除く平日(月曜日～金曜日)、第1・第3土曜日 10:00～18:00

対応言語

中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語

人権同和政策課 245-0909

Q6-4

市への申請に必要なだと証明を求められたが、どうすればよいか？

- ・ 手当の支給申請等において、申請者や世帯の生活状況を確認する必要がある場合に民生児童委員の証明をお願いする場合があります。
- ・ 署名後に、証明内容が事実と異なることを把握したような場合は、お手数ですが市までご連絡ください。

子ども課 248-9026

健康づくり課（年金） 248-9018

民生児童委員に証明をお願いする事務の例

1 児童扶養手当の申請

- ・ 監護証明、養育証明、遺棄証明、事実婚解消の証明
- ・ 住民票と住所が異なる事実証明、世帯分離証明

2 特別児童扶養手当

- ・ 別居監護証明、養育証明、居住証明

3 国民年金

- ・ 遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金等請求の生計同一証明

4 保育所等

- ・ 就労証明書

Q6-5

地域で支援対象者の情報を共有したいが、方法は？（個人情報取り扱い）

- ・ 民生児童委員には守秘義務（民生委員法第15条）があり、得られた個人情報を本人の同意がないまま第三者に提供することはできません。
- ・ 住民は、秘密を守る民生児童委員を信頼して個人の情報を話していると思われますので、お互いの信頼関係を壊さないためにも、個人情報を第三者に提供する場合は、その目的や提供先をわかりやすく本人に伝え、必ず同意をもらいましょう。
- ・ なお、生命にかかわることなど、緊急でやむを得ない場合は、同意は不要です。

Q6-6

金銭の取扱いを伴う支援を依頼されたら？ （買い物、銀行ＡＴＭのお金の出し入れ等）

- ・ 基本的に行うべきではありません。（全国民生委員児童委員連合会「金銭の取り扱いが伴う場合の、民生児童委員の支援の考え方について」を参照）
- ・ 金銭管理については、「日常生活自立支援事業」（Ｑ２-６参照）を利用できる場合がありますので、社会福祉協議会に相談してください。

須坂市社会福祉協議会 245-1619

「金銭の取り扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方について」(全民児連)の概要

民生児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきでなく、通常は取り扱わないものとする。

一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、日常の支援活動の中で、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。こうした場合には、民生委員・児童委員は十分な配慮のもとに対応することとし、その際は以下の点に留意する。

- ・金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず地区民児協組織として検討を行い判断する。
- ・実施の場面では極力一人では行わず複数体制で対応する。領収書や受領書などの保管とともに、個々の実施内容を記録に残し、地区民児協組織として定期的にチェックを行う。
- ・金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

Q6-7

「借入金の保証人になってほしい」と言われたら？

- ・ 民生児童委員として保証人になる必要はありません。これは金銭的な保証人に限らず、アパート等の保証人の場合でも同じことです。
- ・ 入居保証人や連帯保証人が確保できないために賃貸住宅に入居できない方を対象として、県社会福祉協議会が実施する「入居保証・生活支援事業」を利用できる場合がありますので、社会福祉協議会に相談するよう伝えてください。

福祉課 248-9003／須坂市社会福祉協議会 245-1619

Q6-8

「マイナンバーカード」を作りたいと相談されたら？

- ・ マイナンバー（個人番号）カードの発行手続きや受取りは、申請者ご本人が行うことが原則となります。
- ・ ただし、ご本人が病気、身体の障がいその他のやむを得ない場合により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できますので、市までお問い合わせいただくよう、お伝えください。

※発行手続きについては郵送や、パソコン・スマートフォンのほか、申請に対応した証明写真機を使った方法などがあります。

市民課 248-9002

Q6-9

活動中の事故などで怪我を負ったら？

- ・ 活動中の事故により怪我を負った場合は、まずは医療機関を受診し適切な治療を受けてください。
- ・ しばらく活動が難しい場合は、その他の方のカバーが必要になりますので、民生児童委員協議会事務局に、速やかにご連絡ください。
- ・ 民生委員・児童委員活動保険の対象となる場合がありますので、事故や怪我の状況等についてお知らせください。

福祉課／須坂市民生児童委員協議会事務局 248-9003

民生委員・児童委員活動保険の概要

・民生児童委員が活動中の事故により死亡又は負傷した場合等の補償を行うもので、全国民生委員児童委員連合会が一括して保険契約を行っています。

【主な内容】

- (1) 委員本人の怪我の補償(死亡、後遺障害、入院、通院等)
- (2) 委員本人が責任を負う賠償事故の補償(限度額5億円)
- (3) 個人情報漏えいに関する補償
- (4) 活動に起因して活動対象者当から不法行為を受けたときの補償(建物等の損害に対する見舞金、家族等の怪我に対する見舞金)

Q6-10

契約に関するトラブルで困っている人がいるが、相談先は？

- ・消費生活に関する相談については、市の消費生活センター（消費生活相談窓口）が受け付けています。

★須坂市消費生活・特殊詐欺被害防止センター 026-213-7188

相談受付日・時間 平日8:30～17:00（年末年始除く）

- ・県の消費生活センターは県内4か所で専門の相談員が対応しています。

★北信消費生活センター（長野市）026-217-0009 平日8:30～17:00（年末年始除く）

★中信消費生活センター（松本市）0263-40-3660 平日8:30～17:00（年末年始除く）

★南信消費生活センター（飯田市）0265-24-8058 平日8:30～17:00（年末年始除く）

★東信消費生活センター（上田市）0268-27-8517 平日8:30～17:00（年末年始除く）

消費生活・特殊詐欺被害防止センター 213-7188

Q6-11

災害時に備えて日頃から取り組むことは？

- ・ 日々の見守りを通じて、避難準備用品を備えておくことの大切さや、地域の避難所がどこにあるか、台風が近づいているときなどは気象情報などを、日々の見守りを通じてお知らせください。
- ・ 市から提供を受けた避難行動要支援者の状況を把握しておくとともに、地区の防災訓練、避難訓練に要支援者の参加を促すなどにより、要支援者の存在を地域で共有できるよう御配慮ください。
- ・ 市では、災害時に要支援者を迅速に避難誘導するためのツールとして、地区ごとに「要配慮者支援地図」を作成しています。

福祉課 248-9003

Q6-12 災害に備えるために特に重要なことは？

- 【平常時】 災害時の活動は日頃の活動の延長線上にあります。
防災訓練や避難訓練などの機会をとらえ、地域の住民や団体等との連携や役割分担等を確認しましょう。
- 【発災時】 自分自身と家族の安全確保が最優先です。
危険を侵さない、無理のない活動を心がけてください。
- 【発災後】 支援を必要とする人に必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されます。避難所等で十分な配慮がされているか、自宅で孤立している人はいないか等に気を配り、行政等に情報をつなげましょう。

総務課 248-9000／福祉課 248-9003

Q6-13

担当地区内で火災が起きた時の対応は？

- ・ 民生児童委員として行っていていただくことは特に決まっておりません。消防署や警察署に事情聴取を求められた際は、可能な範囲で協力をお願いします。

Q6-14

警察から身元引受を求められた時の対応は？

- ・ 民生児童委員として対応する必要はありません。